

業務システム改修と特定個人情報保護評価（PIA）の対象範囲について

公的給付支給等口座登録制度（以下「公金受取口座登録制度」という。）とは、住民に、現在金融機関にお持ちの預貯金口座を一人一口座、公的給付等の受取のための口座（以下「公金受取口座」という。）として、国（デジタル庁）に事前に登録していただき、国・自治体等の行政機関等において実施している各給付申請のうち、口座情報を取り扱う手続等においてこれを活用する制度です。

公金受取口座情報の照会は、他のマイナンバーを活用した情報連携と同様、情報提供ネットワークシステムを通じて行うものであり、当該照会においては情報連携開始前に、特定個人情報保護評価（以下「PIA」という。）を行っていただく必要があります。

＜業務システム改修等の想定される対応パターンとPIAの対象範囲について＞

公金受取口座登録制度の全体の業務フローは、【別紙1】1頁及び【別紙2】2・3頁にお示したとおり、以下の流れとなっています。

- ①公金受取口座登録：住民が、国（デジタル庁）に口座情報を事前登録する。
- ②給付申請（+利用意思表示）：住民が給付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示をする。
- ③行政機関等における口座情報取得：住民のマイナンバーを元に、公金受取口座情報を取得する。
- ④支給手続：行政機関等は、（取得した情報を元に）公金受取口座に振込を実施する。

このうち、主として行政機関等（各都道府県、市区町村等）において、対応頂くこととなる上記②～④（特に、「③行政機関等における口座情報取得」）については、公金受取口座情報の照会を行っていただくこととなりますが、その際の業務システム改修及びPIAの対象範囲については、以下に示すとおり、いくつかの対応パターンが想定されます。

具体的には、令和4年10月からの試行運用開始までに、業務システム改修が可能な場合は対応パターン（1）を、業務システム改修が困難だが同システムで特定個人情報を管理出来る場合は対応パターン（2）を、業務システム改修が困難であり、かつ、同システムで特定個人情報を管理することも困難な場合は対応パターン（3）を選択することが可能と考えられますが、各自治体の事情に応じた対応パターンを選択し、場合によってはBPR（業務改善）を行った上で、業務システム改修及びPIAの実施をお願いします。

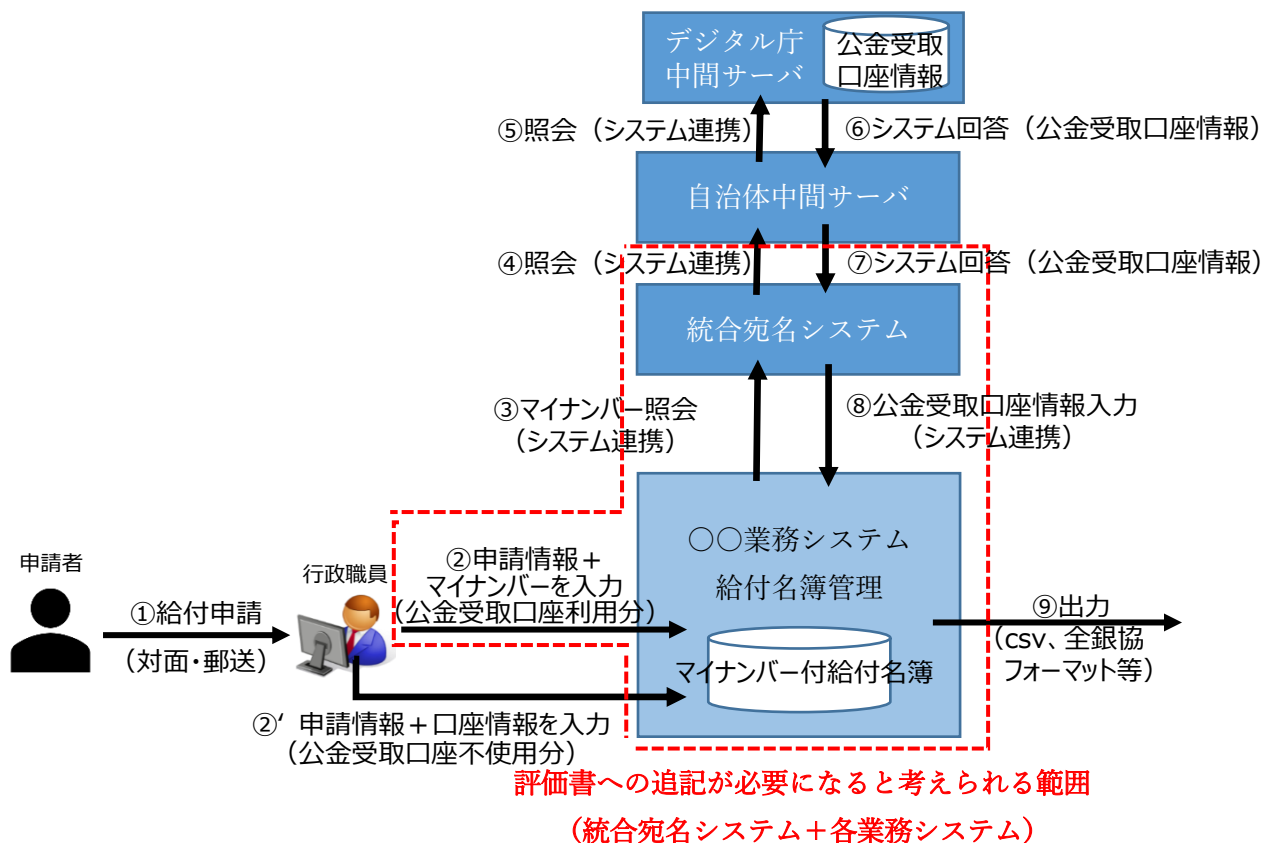
なお、今般、公金受取口座の対象となる事務（【別紙1】第2「対応が必要な事務」）については、既に従前より番号法別表第1記載事務であるため、既に当該事務について特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）があると考えられますが、そうした場合は、評価書に今回新たに生じる特定個人情報（公金受取口座情報）の取扱いを追記する等により効率的に実施するといった対応が考えられます。PIAの再実施等が必要であるか等の判断については、各自治体における既存の評価書の記載内容や業務フロー等を踏まえ、適切に対応してください。

対応パターン	名称	業務システム改修要否	PIA実施要否
(1)	業務システムを改修し、特定個人情報を管理出来る同システムから情報連携を可能にする場合	○(必要)	○(必要※)
(2)	業務システムを改修しないが、同システムで特定個人情報を管理出来るため、統合宛名システム等を用いて情報連携した結果を業務システムに入力して管理する場合	×(不要)	○(必要※)
(3)	業務システムを改修しない、かつ、同業務システムで特定個人情報を管理出来ないため、統合宛名システム等を用いて情報連携を実施しつつ、特定個人情報を別途管理する場合	×(不要)	○(必要※)
(4)	【将来像】業務システムを改修し、特定個人情報を管理出来る同システムから情報連携を可能とし、かつ、給付申請等自体のオンライン申請を導入する場合	○(必要)	○(必要※)

※対象者数が少数の場合などもありますので、最終的な評価の再実施・修正等の要否は、「特定個人情報保護評価指針」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）及同指針の解説も踏まえ、評価実施機関において判断下さい。

(1) 業務システムを改修し、特定個人情報を管理出来る同システムから情報連携を可能にする場合

- 令和4年10月までに、公金受取口座情報を活用することとなる各給付申請を管理している業務システムの改修が可能な場合については、
 - ・各給付申請の申請情報に加えて、マイナンバーを併せて入力することが出来るように業務システムを改修する
 - ・当該業務システムから、直接、情報連携が出来るように改修する（マイナンバーで照会→公金受取口座情報取得をシステム連携で行う）という対応が考えられます（下図参照）。
- これらの対応により、従来と同様に、業務システムでの処理を継続しつつ、公金受取口座の照会、当該口座への振込を実施することが可能となります。
- この場合、PIAについては、評価対象の事務において、特定個人情報（公金受取口座情報）を新たに取扱うこととなりますので、当該事務において新たに取扱う統合宛名システム、特定個人情報を管理することとなる各業務システムに係る部分等について評価書への追記が必要となります（※1）。



(※1) なお、上記については標準的な対応を行った場合を想定しており、例えばマイナンバー付きの申請書を別途ファイルして管理する等、追加的な特定個人情報の取扱いが発生する場合は、それについても評価書への追記が必要となる場合があります。

(2) 業務システムを改修しないが、同システムで特定個人情報を管理出来るため、統合宛名システム等を用いて情報連携した結果を業務システムに入力して管理する場合

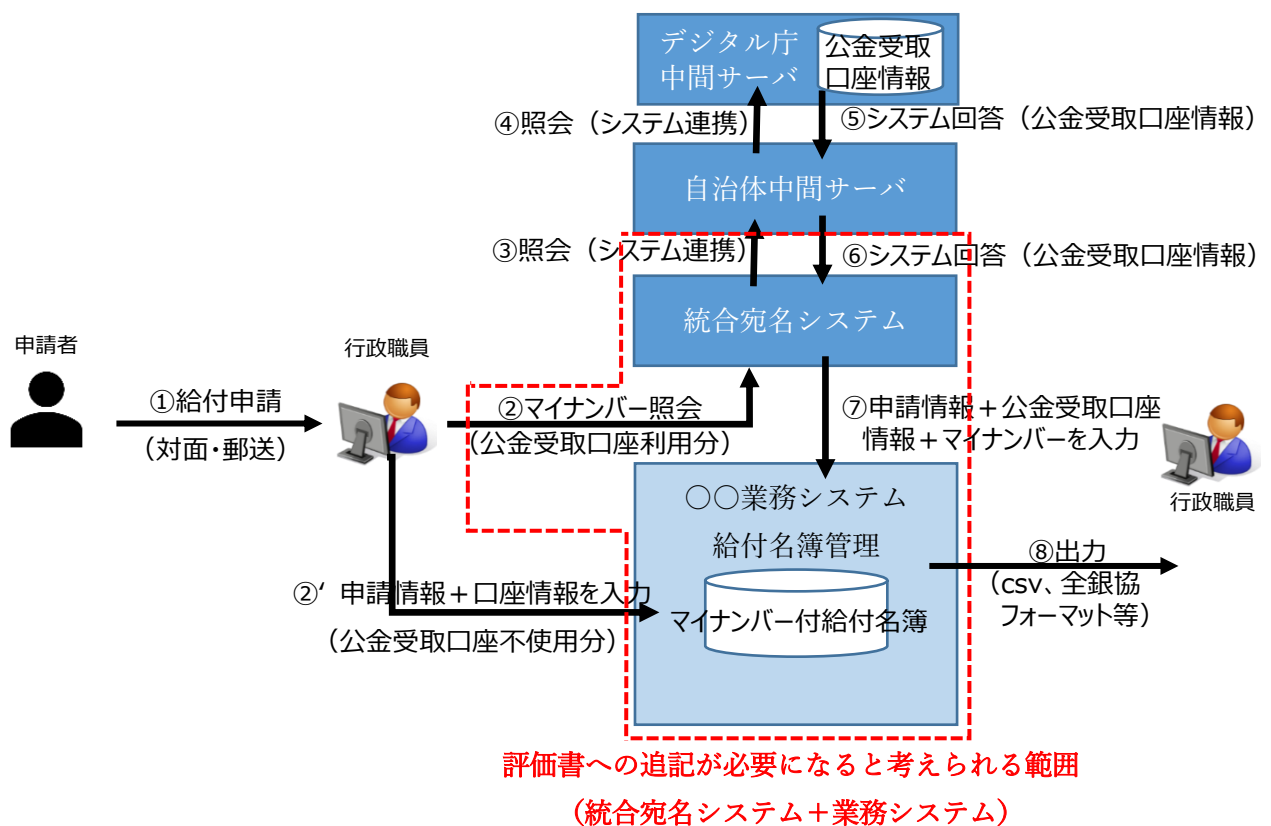
○令和4年10月までに、公金受取口座情報を活用することとなる各給付申請を管理している業務システムの改修が困難であるが、現状の業務システムにおいてマイナンバーを入力して管理できる（特定個人情報を管理できる）場合については、

- ・まず、給付申請書をもとに統合宛名システムを活用して情報連携（マイナンバー照会→公金受取口座情報取得）を行う
- ・給付申請書の申請情報に加えて、当該照会した公金受取口座情報及びマイナンバーを業務システムに入力する

という対応が考えられます（下図参照）。

○これらの対応により、従来の給付申請の業務フローに加えて、情報連携を実施することで、公金受取口座の照会、当該口座への振込を実施することが可能となります。

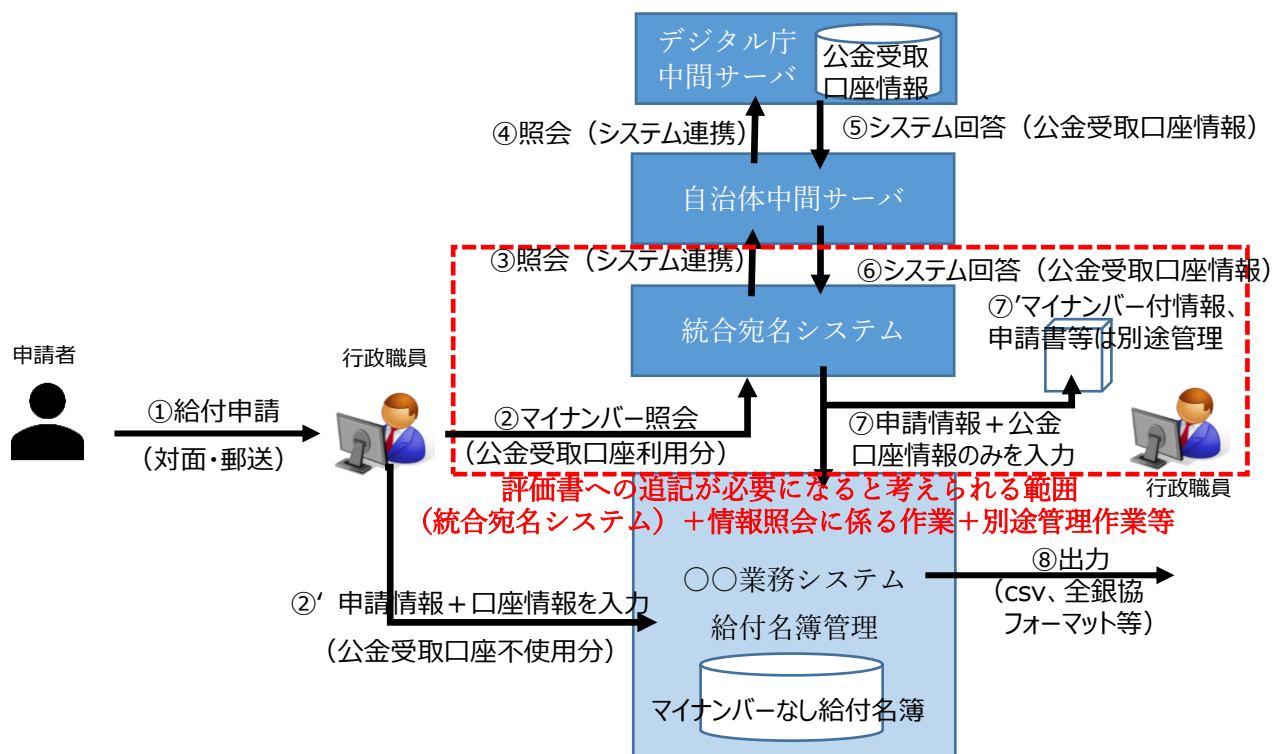
○この場合、PIAについては、評価対象の事務において、特定個人情報（公金受取口座情報）を新たに扱うこととなりますので、当該事務において新たに取扱う統合宛名システム、特定個人情報を管理することとなる各業務システム及び情報照会に係る作業等に係る部分等について評価書への追記が必要となります（※2）。



(※2) なお、上記については標準的な対応を行った場合を想定しており、例えばマイナンバー付きの申請書を別途ファイルして管理する等、追加的な特定個人情報の取扱いが発生する場合は、それについても評価書への追記が必要となる場合があります。

(3) 業務システムを改修しない、かつ、同システムで特定個人情報を管理出来ないため、統合宛名システム等を用いて情報連携を実施しつつ、特定個人情報を別途管理する場合

- 令和4年10月までに、公金受取口座情報を活用することとなる各給付申請を管理している業務システム改修が困難であり、かつ、現状の業務システムにおいてマイナンバーを入力して管理できない（特定個人情報を管理できない）場合については、
 - ・まず、給付申請書をもとに統合宛名システムを活用してマイナンバー照会（マイナンバー照会→公金受取口座情報取得）を行う
 - ・給付申請書の申請情報に加えて、当該照会した公金受取口座情報を業務システムに入力する
 - ・給付申請書に記載されたマイナンバー付き情報は、特定個人情報として別途管理する
 という対応を実施することが考えられます（下図参照）。
- これらの対応により、従来の業務フローに加えて、マイナンバー照会を実施することで、公金受取口座の照会、当該口座への振込を実施することが可能となります。ただし、各給付申請に記載されたマイナンバー付き情報は、特定個人情報として別途管理することが必要となります。
- この場合、PIAについては、評価対象の事務において、特定個人情報（公金受取口座情報）を新たに取り扱うこととなりますので、当該事務において新たに取り扱う統合宛名システムと、マイナンバー付き申請書等を管理するファイル等に係る部分等について評価書への追記が必要となります（※3）（※4）。



- (※3) 業務システムにおいて、マイナンバー入力（特定個人情報管理）が出来ない場合を想定。この場合、業務システムには、給付申請書に書かれている情報のうち、マイナンバーを公金受取口座情報に変換して業務システムに入力した上で、マイナンバー付情報（特定個人情報）は別途管理（給付申請書等を保存して施錠管理など）することとなる。
- (※4) なお、上記については標準的な対応を行った場合を想定しており、例えばマイナンバー付きの申請書を別途ファイルして管理する等、追加的な特定個人情報の取扱いが発生する場合は、それについても評価書への追記が必要となる場合があります。

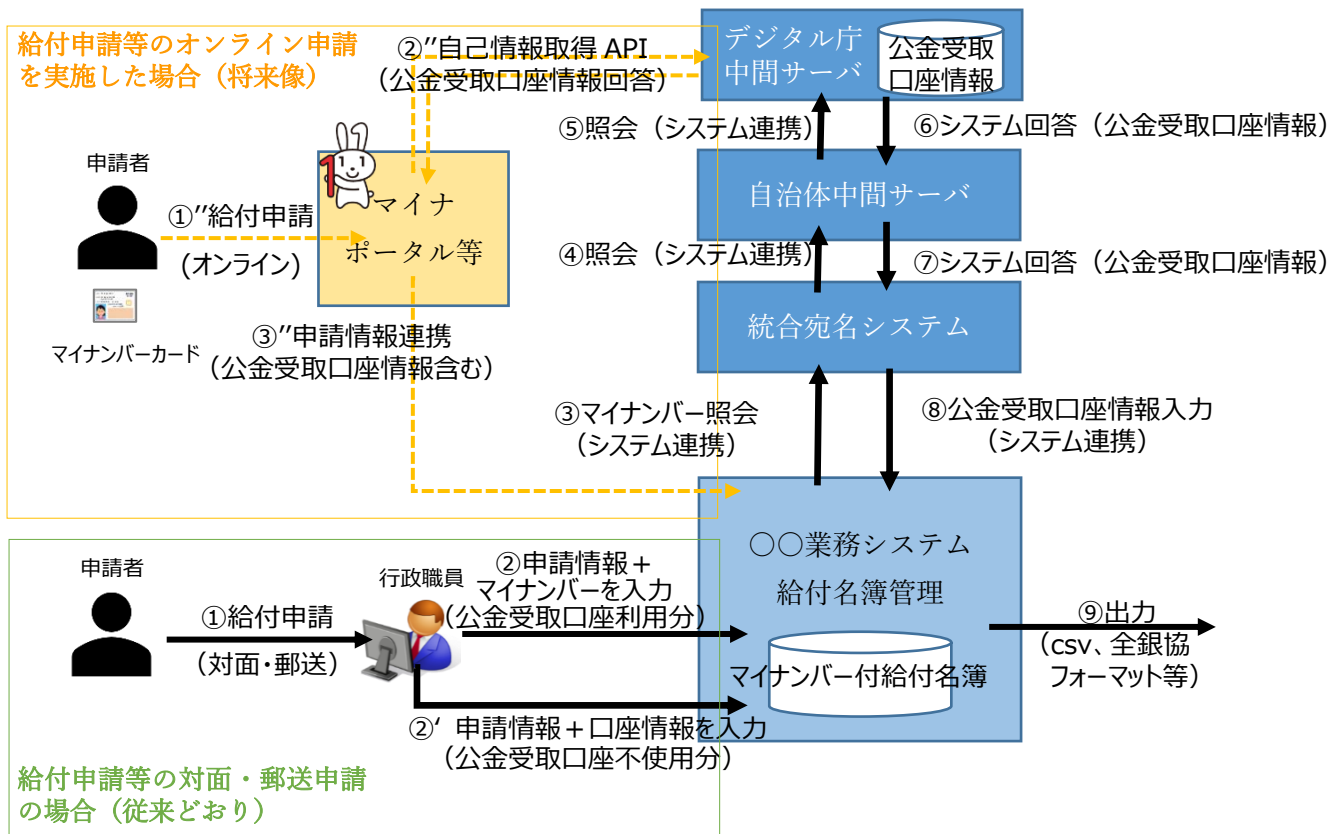
(4) 【将来像】業務システムを改修し、特定個人情報を管理出来る同システムから情報連携を可能とし、かつ、給付申請等自体のオンライン申請を導入する場合

○対応パターン（1）～（3）に加えて、将来的に、マイナポータル等を通じてオンライン申請を導入する場合については、

- ・まず、申請者がマイナポータル等のオンライン申請時に、自己情報取得APIを用いて、自身で公金受取口座情報を取得し、給付申請とともに、行政機関等に申請する
- ・各業務システムにおいては、当該オンライン申請情報を連携出来るようにするとともに、必要に応じて、適宜、直接、情報連携が出来るように改修する（マイナンバーで照会→公金受取口座情報取得をシステム連携で行う）

という対応が考えられます（下図参照）。

○これらの対応により、従来の業務フローに加えて、申請情報の入力の手間を削減するとともに、公金受取口座への振込を実施することが可能となります（※5）（※6）。



（※5）給付申請等をマイナポータル経由でオンライン申請する場合は、申請者が、申請時に自己情報提供API機能を用いて公金受取口座情報を添付して、行政機関等に送付することが可能となる見込み。

（※6）1回きりの給付申請をオンライン申請で受け付ける場合（上記①”→②”→③”と進む場合）は、マイナンバー照会が不要とすることが可能（上記「③”申請情報連携」から「⑨出力」に進む）。

ただし、上記「③”申請情報連携」から「⑨出力」まで期間があく場合は、公金受取口座が変更されている可能性がありえるため、支給前に上記「③マイナンバー照会」から「⑧公金受取口座情報入力」までの公金受取口座照会フローを行い、口座情報を最新化することが必要となる見込み。